

専第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度各務原市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年2月27日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第2号

令和5年度各務原市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度各務原市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年1月26日

各務原市長 浅野 健 司

令和5年度各務原市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度各務原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,475,320千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		13,266,692	366,287	13,632,979
	2 国庫補助金	6,286,644	366,287	6,652,931
歳 入 合 計		63,109,033	366,287	63,475,320

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		18,352,669	366,287	18,718,956
	1 社会福祉費	7,504,576	366,287	7,870,863
歳 出 合 計		63,109,033	366,287	63,475,320

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
③民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯等 に対する価格高騰重点支援給付事業	366,287